

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4927472号
(P4927472)

(45) 発行日 平成24年5月9日(2012.5.9)

(24) 登録日 平成24年2月17日(2012.2.17)

(51) Int.Cl.

E04H 1/02 (2006.01)

F 1

E O 4 H 1/02

請求項の数 4 (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2006-219713 (P2006-219713)
 (22) 出願日 平成18年8月11日 (2006.8.11)
 (65) 公開番号 特開2008-45300 (P2008-45300A)
 (43) 公開日 平成20年2月28日 (2008.2.28)
 審査請求日 平成20年10月31日 (2008.10.31)

(73) 特許権者 000183428
 住友林業株式会社
 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
 (74) 代理人 100076532
 弁理士 羽鳥 修
 (74) 代理人 100107205
 弁理士 前田 秀一
 (74) 代理人 100112818
 弁理士 岩本 昭久
 (74) 代理人 100101292
 弁理士 松嶋 善之
 (72) 発明者 土屋 誠一郎
 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 住
 友林業株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】採光構造部分を備える建物

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

屋外に面した外壁に隣接して設けられた、主要部分が1.0層分の高さを備えると共に、前記外壁と垂直な屋外に面した両側の垂直外壁に沿った部分に、当該両側の垂直外壁に沿って各々設けられた1.5層分の高さの吹抜け部を有する、当該両側の垂直外壁によって挟まれた連続した空間となっている下階居住部と、両側の前記吹抜け部の上方に、主床、又は主床よりも0.5層分高くなったロフト又は収納庫を配置して設けられた上階居住部と、両側の前記吹抜け部の1.0層分の高さを超える部分において、屋外に面した前記外壁及び前記垂直外壁に設けられた採光窓とによって構成される採光構造部分を備える建物。

10

【請求項 2】

前記上階居住部は、前記下階居住部の1.5層分の高さの前記吹抜け部の上に主床を配置して設けられ、該主床と前記下階居住部の主要部分との間の空間に、0.5層分の高さの収納庫が設けられる請求項1に記載の採光構造部分を備える建物。

【請求項 3】

前記上階居住部は、前記下階居住部の1.0層分の高さの主要部分の上に主床を配置して設けられ、前記吹抜け部の上方には、前記上階居住部の主床よりも0.5層分高くなつたロフト又は収納庫が設けられる請求項1に記載の採光構造部分を備える建物。

【請求項 4】

前記上階居住部の前記屋外に面した外壁に隣接して、バルコニーが、前記吹抜け部の内

20

側縁部の延長線の内側に設けられており、且つ該バルコニーの側縁部は、前記延長線から角度を持たせてこれの内側に斜めに配置される請求項1～3のいずれか1項に記載の採光構造部分を備える建物。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、吹抜け部からの採光及び通風を効率良く行うことのできる採光構造部分を備える建物に関する。 10

【背景技術】

【0002】

建物の内部に吹抜け部を設けて採光や通風を効果的に行えるようにした建物が知られているが（例えば、特許文献1参照）、建物の居住部に吹抜け部を設ける場合、例えば上階の天井部や屋根裏部まで至る高さの吹抜け空間とすると、ゆったりとした開放感を与える適度な高さを超えて吹抜け部が居住部に形成されることになり、居住部の上方の空間を有効利用できなくなって、吹抜け部に無駄な空間が生じることになる。

【0003】

このようなことから、例えば二階の一画の床を高くして床高部屋を形成し、この床高部屋の直下の一階天井を高くし、床高部屋を中三階として使用すると共に、中三階の直下の部屋を吹抜け部のある部屋として使用することにより、吹抜け部の上方の空間を有効利用できるようにした建物も開示されている（例えば、特許文献2参照）。 20

【特許文献1】特開2001-193294号公報

【特許文献2】特開平10-266591号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、特許文献2に記載の建物では、中三階の直下の吹抜け部のある部屋は、当該吹抜け部の上方が中三階の床によって閉塞されていると共に、当該吹抜け部は、屋外に面した外壁のうちの一方向の外壁にしか面しておらず、吹抜け部の1階の高さよりも上方にある部分からは、この一方向の外壁を介してしか採光や通風を得ることができない構造となっている。このため、天井が高くなつた吹抜け部から十分な採光や通風を得ることが困難である。 30

【0005】

また、特に、例えば隣家の建物が周囲に近接する狭小な敷地に建てられる建物の場合、建物の下階部分は、隣家の建物によって遮られて光を取り込み難くなっているので、吹抜け部の高い位置から光を下階居住部に効果的に取り込めるようにする技術の開発が望まれている。

【0006】

本発明は、吹抜け部の上方の空間を有効利用することができると共に、吹抜け部の高い位置から下階居住部に効果的に光を取り込めるようにすることのできる採光構造部分を備える建物を提供することを目的とする。 40

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明は、屋外に面した外壁に隣接して設けられた、主要部分が1.0層分の高さを備えると共に、前記外壁と垂直な屋外に面した両側の垂直外壁に沿った部分に、当該両側の垂直外壁に沿って各々設けられた1.5層分の高さの吹抜け部を有する、当該両側の垂直外壁によって挟まれた連続した空間となっている下階居住部と、両側の前記吹抜け部の上方に、主床、又は主床よりも0.5層分高くなつたロフト又は収納庫を配置して設けられた上階居住部と、両側の前記吹抜け部の1.0層分の高さを超える部分において、屋外に面した前記外壁及び前記垂直外壁に設けられた採光窓とによって構成される採光構造部分を備える建物を提供することにより、上記目的を達成したものである。 50

【0009】

また、本発明の採光構造部分を備える建物によれば、前記上階居住部は、前記下階居住部の1.5層分の高さの前記吹抜け部の上に主床を配置して設けられ、該主床と前記下階居住部の主要部分との間の空間に、0.5層分の高さの収納庫が設けられていることが好ましい。

【0010】

さらに、本発明の採光構造部分を備える建物によれば、前記上階居住部は、前記下階居住部の1.0層分の高さの主要部分の上に主床を配置して設けられ、前記吹抜け部の上方には、前記上階居住部の主床よりも0.5層分高くなったロフト又は収納庫が設けられていることが好ましい。

10

【0011】

さらにまた、本発明の採光構造部分を備える建物によれば、前記上階居住部の前記屋外に面した外壁に隣接して、バルコニーが、前記吹抜け部の内側縁部の延長線の内側に設けられており、且つ該バルコニーの側縁部は、前記延長線から角度を持たせてこれの内側に斜めに配置されていることが好ましい。

【0012】

ここで、上記記載における1.5層分の高さは、一般に230~400cm程度の高さを有する建物の1層分の高さに、これの略半分程度の高さを加えて、1層分の高さと2層分の高さの中間部分に位置する高さを略称するものであり、1層分の高さの1.5倍の高さの他、1層分の高さの1.40~1.75倍程度の高さを含むものである。また以下の記載において、0.5層分の高さは、一般に230~400cm程度の高さを有する1層分の高さの中間部分に位置する高さを略称するものであり、1層分の高さの1/2の高さの他、1層分の高さの40~75%程度の高さを含むものである。

20

【0013】

本発明の採光構造部分を備える建物によれば、屋外に面した外壁に隣接して設けられた下階居住部が1.5層分の高さの吹抜け部を有することにより、この吹抜け部によって下階居住部にゆったりとした開放感を与えると共に、吹抜け部を適度な高さに留めて、これらの上方を上階居住部やロフト、収納庫等として有効利用することが可能になる。また吹抜け部は、屋外に面した外壁と垂直な垂直外壁に沿った部分に設けられ、採光窓は、吹抜け部の1.0層分の高さを超える部分において、屋外に面した外壁及び垂直外壁の双方に設けられているので、広い角度範囲にわたって、吹抜け部の高い位置に配置された採光窓から斜め下方に向けて、下階居住部に効率良く且つ容易に光を取り込むことが可能になり、これによって下階居住部に効果的に採光することが可能になる。

30

【0014】

そして、垂直外壁を下階居住部を挟んだ両側に設け、吹抜け部を両側の垂直外壁に沿って各々設けるようにすれば、さらに広い角度範囲にわたって、吹抜け部の高い位置に配置された採光窓から下階居住部に光を取り込むことが可能になり、これによって下階居住部にさらに効果的に採光することが可能になる。

【0015】

また、上階居住部の主床を、下階居住部の1.5層分の高さの吹抜け部の上に配置し、主床と下階居住部の主要部分との間の空間に、上階部分から出し入れ可能な0.5層分の高さの収納庫を設ければ、吹抜け部の上部の空間を上階居住部として有効利用できると共に、下階居住部と上階居住部との間の空間を利用して、十分な大きさを有し且つ利便性に優れた収納庫を得ることが可能になる。

40

【0016】

さらに、上階居住部の主床を、下階居住部の1.0層分の高さの主要部分の上に配置し、吹抜け部の上方に、上階居住部の主床よりも0.5層分高くなったロフト又は収納庫を設ければ、吹抜け部の上部の空間をロフト又は収納庫として有効利用できると共に、上階居住部からの出入りや出し入れが容易な、相当の大きさを有し且つ利便性に優れたロフトや収納庫を上階居住部に得ることが可能になる。

50

【0017】

さらにまた、上階居住部の屋外に面した外壁に隣接して設けられるバルコニーを、吹抜け部の内側縁部の延長線の内側に配設し、且つ該バルコニーの側縁部を、吹抜け部の内側縁部の延長線から角度を持たせてこれの内側に斜めに配置しておけば、吹抜け部の高い位置に配置された採光窓から下階居住部に採り込まれる光がバルコニーによって遮られるのを回避して、上階居住部に隣接してバルコニーを設けた場合でも、広い角度範囲にわたって、採光窓から下階居住部に効果的に光を取り込むことが可能になる。

【発明の効果】

【0018】

本発明の採光構造部分を備える建物によれば、1.5層分の高さの吹抜け部の上方の空間と下階居住部の1.0層分の高さの主要部分の上方の空間とを有効利用することができると共に、両側の吹抜け部の高い位置から、両側の垂直外壁によって挟まれた連続した空間となっている下階居住部に効果的に光を取り込めるようにすることができる。

10

【発明を実施するための最良の形態】

【0019】

本発明の好ましい第1実施形態に係る採光構造部分を備える建物10は、図1示すように、例えば北側が道路11に面した狭小な敷地12に建築される住宅建築物として採用されたものである。すなわち、本第1実施形態では、建物10が建築される敷地12は、南北方向に縦長の矩形形状を有する狭小な敷地となっており、その東側及び西側に隣接する敷地や、南東側、南側、南西側に隣接する敷地にも隣家の建物60が建築されている。したがって、本第1実施形態の建物10は、特に南東側、南側、南西側に隣接する敷地に建築された隣家の建物60に遮られて、1階(下階)居住部14に太陽光からの光を採光し難くなっているので、後述する採光構造部分13を設けて(図2及び図3(a), (b)参照)、吹抜け部15の上方の空間を有効利用しつつ、吹抜け部15の高い位置に設けた採光窓16a, 16bから、1階(下階)居住部14に十分な採光が得られるようにするものである。

20

【0020】

そして、本第1実施形態の建物10は、図2及び図3(a), (b)に示すように、屋外に面した南側の外壁17(図3(a), (b)参照)に隣接して設けられ、この南側の外壁17と垂直な垂直外壁18a, 18bに沿った部分に1.5層分の高さの吹抜け部15を有する、主要部分14aが1.0層分の高さの1階(下階)居住部14と、吹抜け部15の1.0層分の高さを超える部分において、南側の外壁17及び垂直外壁18a, 18bに設けられた採光窓16a, 16bと、1階居住部14の上方に設けられた2階(上階)居住部19とによって構成される採光構造部分13を備えている。

30

【0021】

また、本第1実施形態では、南側の外壁17と垂直な垂直外壁18a, 18bは、1階居住部14を挟んだ東側及び西側の両側に設けられ、吹抜け部15は、これらの東側の垂直外壁18a及び西側の垂直外壁18bに沿って各々設けられている。

【0022】

さらに、本第1実施形態では、2階(上階)居住部19は、1階居住部14の1.5層分の高さの吹抜け部15の上に主床20を配置して設けられ、この主床20と下階居住部14の主要部分14aの天井部14bとの間の空間に、0.5層分の高さの収納庫21が設けられている(図2参照)。

40

【0023】

本第1実施形態によれば、建物10は、例えば木造2階建ての住宅建築物である。建物10の1階部分の間取りとしては、図3(a)に示すように、その北東の角部分に玄関22が設けられており、玄関22の南側には、玄関ホール23が設けられている。玄関ホール23の西側には、玄関ホール23からL字形状に折れ曲がるようにして、廊下24が南北方向に延設して設けられており、廊下24の北側には、玄関22の西側に配置されて、押入れ25a付きの和室25が設けられている。また、廊下24の西側には、和室25の

50

押入れ 25 a の南側に隣接して、トイレ 26 が設けられており、廊下 24 の東側には、玄関ホール 23 の南側に隣接して、2階への階段 27 及び階段下収納部 28 が設けられている。

【0024】

さらに、1階部分には、廊下 24 の南側の端部と出入り可能に連通して、南側の略半分の領域を占めるリビングダイニングが、採光構造部分 13 を構成する1階居住部 14 として、屋外に面した南側の外壁 17 に隣接すると共に、東側の垂直外壁 18 a 及び西側の垂直外壁 18 b によって両側を挟まれた連続する空間として設けられている。さらにまた、リビングダイニング 14 の北西の角部分には、トイレ 26 の南側に隣接して、リビングダイニング 14 から出入り可能なキッチン 29 が設けられている。

10

【0025】

一方、建物 10 の2階部分の間取りとしては、図3(b)に示すように、1階部分との間に設けられた折返し階段 27 に隣接して、上階廊下 30 が、南北方向に延設して設けられており、この上階廊下 30 の北側端部にトイレ 31 が設けられている。上階廊下 30 の東側には、折返し階段 27 の北側に隣接して、洗面脱衣室 32 が設けられており、洗面脱衣室 32 の北側には、トイレ 31 の東側に隣接して、バスルーム 33 が設けられている。また、折返し階段 27 の南側の2階居住部 19 との間には、2階居住部 19 から出入り可能なウォークインクロゼット 36 が設けられている。さらに、上階廊下 30 の西側には、一対の洋室 34 a , 34 b が、仕切り収納庫 35 を挟んだ南北両側に並べて設けられている。

20

【0026】

なお、本第1実施形態では、2階居住部 19 を除いたこれの北側に位置する2階部分の床面は、1.0層分の高さで設けられた1階部分の天井高さと略同じ床高さとなるように設けられている。また、ウォークインクロゼット 36 の床高さは、2階居住部 19 から出入りし易いように、1.5層分の床高さとなっており、ウォークインクロゼット 36 の床面よりも下方の1階部分の天井との間の空間は、例えば折返し階段 27 から、或いは接続階段 37 の下部空間を介して洋室 34 b から出し入れ可能な第2収納庫となっている。

【0027】

さらにまた、建物 10 の2階部分には、上階廊下 30 の南側の端部と出入り可能に連通して、南側の略 1/3 の領域を占める主寝室が、採光構造部分 13 を構成する2階居住部 19 として、屋外に面した南側の外壁 17 に隣接すると共に、東側の垂直外壁 18 a 及び西側の垂直外壁 18 b によって両側を挟まれて設けられている。この2階居住部 19 は、その主床 20 を、1階居住部 14 の1.5層分の高さの吹抜け部 15 の上に配置して、床面が上階廊下 30 よりも 0.5 層分高く配設されており、上階廊下 30 からは、これの南側端部に設けられた接続階段 37 を介して、2階居住部 19 に出入りできるようになっている。

30

【0028】

また、本第1実施形態では、主寝室 19 の南側の外壁 17 に隣接して、バルコニー 38 が、その両側の側縁部 38 a を吹抜け部 15 の内側縁部 15 a の延長線 X に沿って配置して、南側の外壁 17 から外側に突出して設けられている。

40

【0029】

そして、本第1実施形態の建物 10 によれば、採光構造部分 13 は、上述のように、南側の外壁 17 に隣接して設けられ、東側の垂直外壁 18 a 及び西側の垂直外壁 18 b に沿った部分に 1.5 層分の高さの吹抜け部 15 を有する、主要部分 14 a が 1.0 層分の高さの1階居住部 14 と、吹抜け部 15 の 1.0 層分の高さを超える部分において、南側の外壁 17 及び垂直外壁 18 a , 18 b に設けられた採光窓 16 a , 16 b と、1階居住部 14 の上方に設けられた2階居住部 19 とによって構成される。

【0030】

すなわち、1階居住部 14 の各吹抜け部 15 は、東西両側の垂直外壁 18 a , 18 b に沿って、例えば建物 10 のモジュールに合わせた幅 b が 910 mm の縦長矩形平面形状の

50

領域を、1.0層分の高さの主要部分14aの天井部14bよりも、その天井高さを0.5層分高くして設けた部分である。また、採光窓16a, 16bは、建物10の南東及び南西の角部39a, 39bを挟んだこれらに近接する位置に配置されると共に、1.0層分の高さよりも上方部分において、採光窓16aは南側の外壁17に形成される窓として、採光窓16bは東西両側の垂直外壁18a, 18bに形成される窓として各々設けられる。

【0031】

このように、本第1実施形態によれば、採光構造部分13を構成する1階居住部14は、垂直外壁18a, 18bに沿った部分に吹抜け部15が設けられており、且つこの吹抜け部15の1.0層分の高さを超える部分の南側の外壁17及び垂直外壁18a, 18bに採光窓16a, 16bが各々設けられているので、広い角度範囲にわたって、吹抜け部15の高い位置に配置された採光窓16a, 16bから斜め下方に向けて、1階居住部14に効率良く且つ容易に光を取り込むことが可能になる。10

【0032】

また、本第1実施形態によれば、垂直外壁18a, 18bに沿った両側の吹抜け部15の1.0層分の高さを超える部分によって挟まれる、2階居住部19の主床20と下階居住部14の主要部分14aの天井部14bとの間の空間には、0.5層分の高さの収納庫21が設けられている(図2参照)。この収納庫21は、吹抜け部15の直上に位置する部分を除いた2階居住部19の略全域にわたる大きさの平面形状の、大容量の収納空間を形成する。また、この収納庫21には、2階居住部19の床面に出入り口(図示せず。)を設けて2階居住部19からの出入りや出し入れを行えるようになっている他、例えば2階部分の上階廊下30の西側に設けた一対の洋室34a, 34bのうちの南側の洋室34bから(図3(b)参照)、2階居住部19との間の0.5層分の段差壁に設けた出入り口40を介して、収納庫21への出入りや出し入れを容易に行うことができるようになっている。さらに、この収納庫21には、吹抜け部15に面した仕切り壁21aの適宜の位置に、窓21bを設けておくこともできる(図2参照)。20

【0033】

なお、本第1実施形態では、採光構造部分13を構成する2階居住部19の主床20は、吹抜け部15の上に配置されて1.5層分の高さに設けられるので、図4に示すように、2階居住部19を支持する建物10の柱として、1.5層分の高さに相当する長さを備える長柱41を使用し、この長柱41に両端を支持させて、2階居住部19からの荷重を受ける大梁やその他の梁部材42を長柱41の間に架け渡すようになっている。一方、収納庫21からの荷重を受ける大梁やその他の梁部材43は、1.0層分の高さ位置において、長柱42の間に架け渡して設けられるようになっている。なお、図4では、小梁や束材、間柱等は図示せず、主要構造材のみを略示している。30

【0034】

また、本第1実施形態では、2階居住部19の主床20は、1.5層分の高さに設けられるが、例えば2階居住部19の天井高さを高くしたり、天井部材を取り除いて屋根裏まで至る空間とすることにより(図2参照)、2階居住部19は、居住者が立って歩くのに十分な高さを保持することが可能になる。40

【0035】

そして、上述の構成を有する採光構造部分13を備える本第1実施形態の建物10によれば、吹抜け部15の上方の空間を有効利用することができると共に、吹抜け部15の高い位置から1階居室部14に効果的に光を取り込むことができる。すなわち、本第1実施形態によれば、屋外に面した南側の外壁17に隣接して設けられた1階居住部14が1.5層分の高さの吹抜け部15を有することにより、この吹抜け部15によって1階居住部14にゆったりとした開放感を与えると共に、吹抜け部15を適度な高さに留めて、これの上方を2階居住部19として有効利用することが可能になる。

【0036】

また、吹抜け部15は、屋外に面した南側の外壁17と垂直な垂直外壁18a, 18b

50

に沿った部分に設けられ、採光窓 16a, 16b は、吹抜け部 15 の 1.0 層分の高さを超える部分において、南側の外壁 17 及び垂直外壁 18a, 18b の双方に設けられているので、広い角度範囲にわたって、吹抜け部 15 の高い位置に配置された採光窓 16a, 16b から斜め下方に向けて、1 階居住部 14 に効率良く且つ容易に光を採り込むことが可能になり、これによって 1 階居室部 14 に効果的に採光することが可能になる。

【0037】

さらに、本第 1 実施形態によれば、垂直外壁 18a, 18b を 1 階居住部 14 を挟んだ東側及び西側の両側に設け、吹抜け部 15 が両側の垂直外壁 18a, 18b に沿って各々設けられているので、さらに広い角度範囲にわたって、吹抜け部 15 の高い位置に配置された採光窓 16a, 16b から 1 階居住部 14 に光を採り込むことが可能になり、これによって 1 階居室部 14 に効率的に採光することが可能になる。10

【0038】

さらにまた、本第 1 実施形態によれば、2 階居住部 19 の主床 20 を、1 階居住部 14 の 1.5 層分の高さの吹抜け部 15 の上に配置し、主床 20 と 1 階居住部 14 の主要部分 14a との間の空間に、0.5 層分の高さの収納庫 21 を設ければ、吹抜け部 15 の上方の空間を 2 階居住部 19 として有効利用できると共に、1 階居室部 14 と 2 階居住部 19 との間の空間を利用して、十分な大きさを有し且つ利便性に優れた収納庫 21 を得ることが可能になる。

【0039】

図 5 は、本発明の第 2 実施形態に係る建物 50 を示すものである。本第 2 実施形態の建物 50 は、上記第 1 実施形態の建物 10 と略同様の構成を備える一方で、2 階（上階）居住部 19' は、1 階（下階）居住部 14 の 1.0 層分の高さの主要部分 14a の上に主床 20' を配置して設けられ、吹抜け部 15 の上方には、2 階居住部 19' の主床 20' よりも 0.5 層分高くなった、ロフト 51 や収納庫としてのクロゼット 52 が設けられている。また、ロフト 51 の外側部分を西側の垂直外壁 18b から張り出して、ハネ出し部 53 を設けておくこともできる。20

【0040】

さらに、本第 2 実施形態では、2 階居住部 19' の南側の外壁 17 に隣接して、図 6 に示すように、バルコニー 38' が外側に張り出して設けられている。本第 2 実施形態では、バルコニー 38' は、その床面を 2 階居住部 19' の 1.0 層分の高さの主床 20' と同じ高さに配置して設けられている。またバルコニー 38' は、吹抜け部 15 の内側縁部 15a の延長線 X の内側に設けられており、且つバルコニー 38' の側縁部 38a' は、吹抜け部 15 の内側縁部 15a の延長線 X から角度を持たせてこれの内側に斜めに配置されている。30

【0041】

そして、本第 2 実施形態の採光構造部分 13' を備える建物 50 によっても、吹抜け部 15 の上方の空間を有効利用することができると共に、採光窓 16a, 16b を介して吹抜け部 15 の高い位置から 1 階居室部 14 に効果的に光を採り込むことが可能になり、上記第 1 実施形態の建物 10 と同様の作用効果が奏されると共に、2 階居住部 19' の主床 20' を、1 階居住部 14 の 1.0 層分の高さの主要部分 14a の上に配置し、吹抜け部 15 の上方に、2 階居住部 19' の主床 20' よりも 0.5 層分高くなったロフト 51 や収納庫 52 を設けたので、吹抜け部 15 の上部の空間をロフト 51 や収納庫 52 として有効利用できると共に、2 階居住部 19' からの出入りや出し入れが容易な、相当の大きさを有し且つ利便性に優れたロフト 51 や収納庫 52 を 2 階居住部 19' に確保することが可能になる。40

【0042】

また、本第 2 実施形態によれば、2 階居住部 19' の屋外に面した外壁 17 に隣接して設けられるバルコニー 38' を、吹抜け部 15 の内側縁部 15a の延長線 X の内側に配設し、且つバルコニー 38' の側縁部 38a' を、吹抜け部 15 の内側縁部 15a の延長線 X から角度を持たせてこれの内側に斜めに配置したので、吹抜け部 15 の高い位置に配置50

された採光窓 16a, 16b から 1階居住部 19' に採り込まれる光がバルコニー 38' によって遮られるのを回避して、2階居住部 19' に隣接してバルコニー 38' を設けた場合でも、広い角度範囲にわたって、採光窓 16a, 16b から 1階居住部 14 に効果的に光を取り込むことが可能になる。

【0043】

なお、本発明は上記実施形態に限定されることなく種々の変更が可能である。例えば、本発明の建物は、南北方向に縦長の矩形形状の敷地に建築されるものである必要は必ずしも無く、採光構造部分は、屋外に面した外壁が南側に向けて配置されたものである必要は必ずしも無い。採光構造部分の屋外に面した外壁は、南側以外の例えば西側やその他の方向に向けて配置されていても良い。また、採光構造部分は、2階建ての建物の他、例えば 10 2階を下階部分、3階を上階部分として、3階建て以上の建物に設けて本発明を適用することもできる。

【図面の簡単な説明】

【0044】

【図1】本発明の好ましい第1実施形態に係る採光構造部分を備える建物が建築される敷地を説明する略示平面図である。

【図2】本発明の好ましい第1実施形態に係る採光構造部分を備える建物の構成を説明する、図3(a), (b)のA-Aに沿った略示断面図である。

【図3】本発明の好ましい第1実施形態に係る採光構造部分を備える建物の構成を説明する、(a)は1階部分の間取り図、(b)は2階部分の間取り図である。 20

【図4】本発明の好ましい第1実施形態に係る建物の採光構造部分における骨組部材の配置を説明する略示斜視図である。

【図5】本発明の好ましい第2実施形態に係る採光構造部分を備える建物の略示断面図である。

【図6】本発明の好ましい第2実施形態に係る採光構造部分を備える建物の部分破断略示平面図である。

【符号の説明】

【0045】

10, 50 採光構造部分を備える建物

13 採光構造部分

30

14 1階居住部(下階居住部)

14a 1階居住部の主要部分

14b 1階居住部の主要部分の天井部

15 吹抜け部

16a, 16b 採光窓

17 屋外に面した外壁(南側の外壁)

18a, 18b 垂直外壁

19, 19' 2階居住部(上階居住部)

20, 20' 2階居住部の主床

21 収納庫

40

38, 38' バルコニー

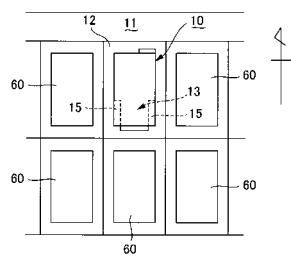
38a, 38a' バルコニーの側縁部

51 ロフト

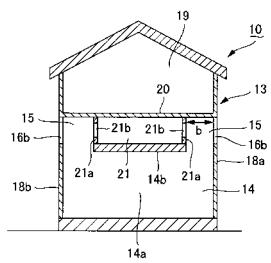
52 クロゼット(収納庫)

X 吹抜け部の内側縁部の延長線

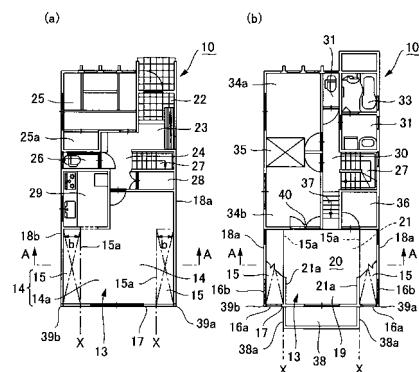
【 図 1 】



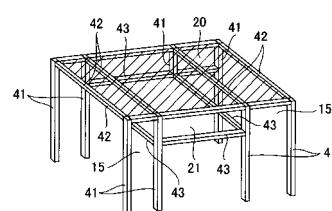
【 四 2 】



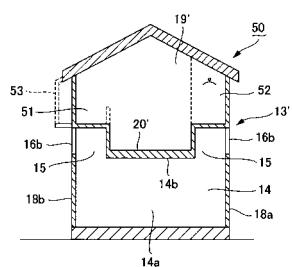
【 図 3 】



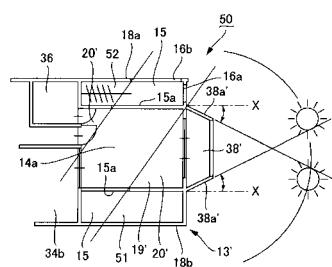
(4)



【図5】



【図6】



フロントページの続き

審査官 渋谷 知子

(56)参考文献 特開2006-037710(JP,A)

特開2004-339880(JP,A)

特開平11-062275(JP,A)

特開2000-160852(JP,A)

特開平11-256851(JP,A)

実開昭60-162601(JP,U)

特開2002-106184(JP,A)

講談社編, 住宅の新築プラン 間取り500+外観500, 日本, 株式会社講談社, 1999年 7月26日, p.63,120,154,174

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

E 04 H 1 / 0 2